

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年9月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第2500090号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第2500062号

第1 結論

- 1 請求者のA社における令和元年12月27日の標準賞与額を70万円に訂正することが必要である。

令和元年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における令和3年12月31日の標準賞与額を50万円から150万円に訂正することが必要である。

令和3年12月31日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年12月31日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和元年12月27日
② 令和3年12月31日

A社から、請求期間①については70万円、請求期間②については150万円の賞与の支給を受けたが、請求期間①については標準賞与額の記録がなく、請求期間②については標準賞与額が50万円と記録されていた。

その後、事業主から、請求期間①の標準賞与額を70万円とする旨及び請求期間②の標準賞与額を150万円に訂正する旨の届出がされたが、当該届出により記録された標準賞与額は保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっている。

請求期間①及び②の賞与から厚生年金保険料をそれぞれ控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①については、A社から提出された請求者の「2019年末賞与 賞与明細書」により、請求者は、当該期間に同社から70万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(70万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)を年金事務所に対し提出したか否か不明である旨回答しているものの、事業主は、請求期間①の賞与について、請求者に係る賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(令和6年2月2日受付)している上、請求期間①に係る厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②については、A社から提出された請求者の「2021年冬季賞与 賞与明細書」により、請求者は当該期間に同社からオンライン記録により確認できる標準賞与額50万円を上回る標準賞与額150万円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②について、請求者の標準賞与額を50万円から150万円に訂正する賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(令和6年2月2日受付)し、請求内容どおりの標準賞与額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額50万円に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。